



## 環境影響評価書の総覧

## 企画規程

島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程の一部を改  
正する規程

## 公安規則

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を  
改正する規則

島根県警備業法施行細則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する  
規則の一部を改正する規則

## (都市計画課) 二〇

## 号)

## 規則の概要

1 乾燥材供給促進資金及び経営革新等促進資金を廃止し、構造改革促進資金を  
新設することとした。(第二条・第三条・別表関係)

2 貸付利率を変更することとした。(別表関係)

3 その他規定の整理

## 二 施行期日等

公布の日から施行し、一の2については平成十四年四月一日から適用すること  
とした。◇島根県立木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則(規則第二三  
二)

## 一 規則の概要

訓練科の編成等を改正した。(別表関係)

## 二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

## ◇島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則(規則第二三三号)

## 一 規則の概要

行政組織規則の改正に伴い、所要の改正を行なうこととした。(第二  
十一条第八号の二関係)

## 二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

## 公布された条例等のあらまし

## ◇島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則(規則第二一〇号)

## 一 規則の概要

漁業再建整備特別措置法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。(第二  
十一条第八号の二関係)

## 二 施行期日

公布の日から施行することとした。

## ◇島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則(規則第二一一号)

## 一 規則の概要

漁業再建整備特別措置法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。(第十  
五条第一号関係)

## 規則

則

島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

## 二 施行期日

## 島根県規則第二十号

島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立自然公園条例施行規則（昭和三十六年島根県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第八号の二中「漁業再建整備特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第二条第二項に規定する沿岸漁業」を「沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第二条第一項に規定する沿岸漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

六 構造改 革促進資 金	
1 森林組合等であつてア に掲げる木材産業の構 造改革の促進が見込まれ るもの又は木材の製 造に係る事業体（知事 が別に定めるものに限 る。）であつてイに掲 げる木材産業の構造改 革の促進が見込まれ ものが、素材生産（高 性能林業機械の導入に よるものに限る。）又 は素材、木材製品若し くは未利用資源の引取 り又は木材の加工若し くは乾燥又は新しい木 材製品の製造を行うの に必要な短期運転資金 による再編整備又 は木材の高次加工 等に係る製品及び 乾燥材の規模の増 加	1 素材生産を行うのに必 要な資金であつて、立木 購入代金（前渡金、予約 金等を含む。）、素材生 産を行うための作業道の 開設又は改良に必要な費 用、作業現場から最終土 場までの素材生産実施費 用としての集運材のため の機械・施設の使用料及 び作業労賃（アの事業に 係るものに限る。）
2 素材の引取りを行 うに必要な資金であつて、 素材の購入代金（前渡金、 予約金等を含む。）及び 素材の引取りに必要な輸 送費	1 利率 年一・四八 一セント 2 償還期限 一年以内 3 貸付限度額 一億円（別 に定める基準 に適合し、か つ、林野庁長 官が承認した 場合にあつて は、二億円）
3 木材製品の引取りを行 うに必要な資金であつて、 製材等の購入代金（前 渡金、予約金等を含 む。）及び製材等の引取 りに必要な輸送費	

島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

## 島根県規則第二十一号

島根県知事 澄田信義

平成十五年三月二十八日

島根県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立自然公園条例施行規則（昭和三十六年島根県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第三条第一項第一号中「乾燥材供給促進資金、経営革新等促進資金」を「構造改革促進資金」に改める。  
別表中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、同号の次に次のように加える。

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則

この規則は、公布の日から施行する。

## 附 則

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則

島根県知事 澄田信義

大  
イ 未利用資源の有効活用又は新しい木材製品の製造

4 未利用資源の引取りを行うのに必要な資金であつて、未利用資源の購入代金（前渡金、予約金等を含む。）及び未利用資源の引取りに必要な輸送費（イの事業に係るものに限る。）

5 木材の加工を行うのに必要な資金であつて、作業労賃、電力費、燃料費、減価償却費、その他の木材を加工するのに必要な

資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除き、イのうち未利用資源の有効活用に係る事業については環境保全施設に係る作業労賃、電力費及び燃料費を含む。）

6 木材の乾燥を行うのに必要な資金であつて、作業労賃、電力費、燃料費減価償却費その他木材を乾燥するのに必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。）

7 新しい木材製品の製造

を行うのに必要な資金であつて、研究機関への技術開発委託費、実用化による。必要な作業労賃、電力費、燃料費、市場開拓費（イの事業に係るものに限る。）

別表中第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

別表貸付条件の欄中「年二・一パーセント」を「年一・五パーセント」に、「年二・〇パーセント」を「年一・四パーセント」に、「年一・九パーセント」を「年一・四パーセント」に、「年二・六パーセント」を「年二・五五パーセント」に、「年二・四五パーセント」を「年二・四パーセント」に改める。

別表の備考第二号中「乾燥材供給促進資金にあつては平成二年度から平成二十年度までの間に限り、経営革新等促進資金にあつては平成十一年度から平成十八年度までの間に限り、「」を削り、「平成二十一年度までに限り」の下に「構造改革促進資金にあつては平成十四年度から平成二十三年度までの間に限り」を加える。

#### 附則

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の規定（別表第一号から第五号まで及び第七号から第九号までの規定に限る。）は、平成十四年四月一日から適用する。

2 平成十四年度四月一日前にこの規則による改正前の島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の規定に基づいて貸付けられた木材産業高度化推進資金については、なお従前の例による。

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県規則第二十三号  
島根県知事 澄田信義

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則

島根県立高等技術校規則（昭和四十五年島根県規則第三号）の一部を次のように改正す

る。  
別表を次のように改める。

別表（第一条関係）

技術校名	訓練課程	訓練科	訓練生定員	訓練期間
島根県立松江高等 技術校	普通課程	建築科	左官技工科	一年
島根県立出雲高等 技術校	短期課程	左官科	十人	一年
島根県立浜田高等 技術校	普通課程	理容科	十人	一年
島根県立益田高等 技術校	短期課程	美容科	二十人	二年
	短期課程	自動車工学科	十人	二年
	短期課程	土木工学科	十人	二年
	短期課程	設備工学科	十人	二年
	短期課程	ビジュアルデザイン科	十人	二年
	短期課程	インテリア木工科	十人	二年
	短期課程	建築ビジネス科	(延べ二十人)	六月
十人	十人	十人	十人	六月
六月	一年	一年	一年	一年

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

## 附 則

島根県地方労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

## 島根県規則第二十四号

島根県地方労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

島根県地方労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則（昭和五十九年島根県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

## (課の設置)

## 第三条 審査調整課の所掌事務

第三条 審査調整課の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 文書の收受、発送及び保存並びに公印の管守に関すること。
- 二 職員の人事、服務及び福利厚生に関すること。
- 三 予算、決算及び会計に関すること。
- 四 労働委員会の議事に関すること。
- 五 労働委員会連絡協議会及び労働委員会連絡会議に関すること。
- 六 不当労働行為の審査に関すること。
- 七 労働組合の資格審査に関すること。
- 八 労働協約の地域的、一般的拘束力の適用に関すること。
- 九 不当労働行為に係る確定命令の不履行の場合の地方裁判所への通知に関すること。
- 十 不当労働行為に係る訴訟に関すること。
- 十一 地方公営企業における監督的地位にある職員等の範囲の認定及び告示に関するこ
- と。
- 十二 公益委員会の議事に関すること。
- 十三 公益事業における争議行為予告通知義務違反に対する検察官への処罰請求に関するこ

ること。

十四 労働争議のあつせん、調停及び仲裁に関すること。

十五 あつせん員候補者の委嘱及び名簿に關すること。

十六 労働争議の実情調査に關すること。

十七 争議行為発生届及び公益事業に係る争議行為予告通知の受理に關すること。

十八 個別労働関係紛争の相談及びあつせんに關すること。

第十八条第二項中「総務課長」を「課長」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

(職員の児童手当の支給に関する規則の一部改正)

2 職員の児童手当の支給に関する規則（昭和四十六年島根県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表地方労働委員会事務局の項認定事務取扱機関の欄中「地方労働委員会事務局総務課」を「地方労働委員会事務局」に改める。

(島根県会計規則の一部改正)

3 島根県会計規則（昭和三十九年島根県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第九十二条第二項第一号中「地方労働委員会事務局にあつては地方労働委員会事務局総務課長」を「地方労働委員会事務局」に、「それぞれ人事委員会事務局長」を「それぞれ地方労働委員会事務局長、人事委員会事務局長」に改める。

#### 告 示

##### 島根県告示第二百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

##### 島根県告示第二百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年三月二十八日

医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人 順生会 すみ かわクリニック	益田市東町二一九	平成十五年一月三十一日
須山医院	松江市黒田町三〇一四	平成十五年二月一日
小松クリニック	松江市黒田町三〇一四	平成十五年二月十五日
いわもと耳鼻咽喉科医院	松江市春日町中代一八八一	平成十五年二月一日
有限会社 山藤薬局 浜 田支店	益田市牛市町五三	平成十五年一月二十九日
日星薬局 松江店	松江市黒田町二七一	平成十五年二月一日
ウェーブ中央薬局	浜田市殿町八三一二一三	平成十五年三月一日
くまさん薬局	浜田市朝日町一四一一	平成十五年三月一日
横山医院	大原郡木次町東日登四二二五一	平成十四年四月一日
今岡皮膚科クリニック	出雲市知井宮町一三七九番地	平成十五年三月三日
六		

島根県知事 澄田信義	医療機関の名称	所在地	廃止年月日
富沢医院	富沢医院出張診療所	松江市八幡町二六六一五	平成十四年十月一日
有限会社 隠岐産機	有限会社 ハヤセ	松江市馬潟町三六六一三	平成十四年十二月三十一日
三一五	隠岐郡西郷町大字飯田字前田	浜田市東町二一九	平成十五年二月二十八日
福祉用具貸与	福祉用具貸与	浜田市紺屋町七五番地	平成十五年二月七日
有限会社 隠岐産機	有限会社 ハヤセ	浜田市殿町八三一一三	平成十五年二月二十八日
三一五	隠岐郡西郷町大字飯田字前田	浜田市長浜町一九〇〇番地	平成十五年三月二十八日
福祉用具貸与	福祉用具貸与	浜田市長浜町一九〇〇番地	平成十五年三月二十八日
有限会社 隠岐産機	有限会社 ハヤセ	浜田市長浜町一九〇〇番地	平成十五年三月二十八日
三一五	隠岐郡西郷町大字飯田字前田	浜田市長浜町一九〇〇番地	平成十五年三月二十八日
一日	一日	浜田市長浜町一九〇〇番地	平成十五年三月二十八日

株式会社 ハピネライフケア	鳥取県米子市久米町一〇〇番地	居宅介護支援事業	ハピネ居宅介護支援センタ出雲	出雲市渡橋町三〇三番地三	平成十五年三月一日
株式会社 ハピネライフケア	鳥取県米子市久米町一〇〇番地	訪問介護	ハピネヘルパーステーション出雲	出雲市渡橋町三〇三番地三	平成十五年三月一日
株式会社 ハピネライフケア	鳥取県米子市久米町一〇〇番地	通所介護	ハピネデイサービスセンター出雲	出雲市渡橋町三〇三番地三	平成十五年三月一日
ティー・シー・プラネット有限会社	松江市南平台一一番一号	痴呆対応型共同生	グループホーム聖丘	松江市上乃木二丁目一九一	平成十五年三月七日
ティー・シー・プラネット有限会社	松江市南平台一一番一号	痴呆対応型共同生	グループホーム聖丘	松江市上乃木二丁目一九一	平成十五年三月七日
特定非営利活動法人 はとぽっぽ	浜田市穂出町八四八番地	通所介護	デイサービスはとぽっぽ	松江市南平台一五番一号	平成十五年三月七日
特定非営利活動法人 はとぽっぽ	浜田市穂出町八四八番地	通所介護	デイサービスはとぽっぽ	松江市南平台一五番一号	平成十五年三月七日
				浜田市田町一一三番地三	平成十五年三月十二日

ので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

島根県立病院使用料及び手数料条例第二条第三項の規定による使用料及び手数料の額（昭和四十八年島根県告示第一百三十五号）の一部を次のように改正し、平成十五年四月一日から施行する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

体外受精料の項中「胚移植 一回につき 三万七千円」を  
「胚移植 一回につき 三万七千円」に改める。  
顎微受精 一回につき 五万五千円」

島根県知事 澄田信義

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成十五年三月十八日付で県営土地改良事業に係る頸原上地区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第三百三号

島根県告示第三百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成十五年三月十一日付けで県営土地改良事業に係る下三所地区第二工区の換地処分をしたので、同条第十四条第三項の規定により、石見町長から井原南地区における換地処分を平成十五年三月十一日

島根県告示第三百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、石見町長から井原南地区における換地処分を平成十五年三月十一日

月十三日付けで行った旨の届出があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

### 島根県告示第三百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第一項の規定に基づき、次の者から市町村営土地改良事業の施行について協議があり、同条第五項において準用する同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
木次町 (基盤整備促進事業)	深谷地区農道事業 計画書の写し	土地改良事業 告示の日から 二十一日間	場	木次町役場

### 島根県告示第三百七号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

### 一 保安林予定森林の所在場所

八束郡八雲村大字熊野一三三一七の二、一三三一七の三、一三四三の二、一三七五、一三七七、三三六二、三五七六、五四八五、五四八七、五四八八、五五一一の一、五五一四、五五六六から五五一八まで、五五二〇、五五二一、五五二五、五五二六、五六四六の一、五六四七、五七五九の一、五七七九の二、五七八〇

### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

### 三 指定施業要件

#### (一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

### 一 保安林の所在場所

能義郡伯太町大字横屋九三三の二、大字峠之内七四三の四、七四三の五、七四三の一

### ○、七四三の一 二 指定の目的

- 三 土砂の崩壊の防備  
指定施業要件

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び八雲村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**島根県告示第三百八号**

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

**一 解除予定保安林の所在場所**

仁多郡横田町大字横田字大鉢一四六九の一・字大袋一五三九の四・大字大谷字宝祖谷八八三の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

**二 保安林として指定された目的**

水源のかん養

**三 解除の理由**

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び横田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 二 篠川郡佐田町大字大呂字新四郎一九四五の五  
 二 保安林として指定された目的  
 水源のかん養

**島根県告示第三百十号**

島根県水産業専門技術員・水産業改良普及員設置要綱（昭和四十七年島根県告示第五百八十一号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

第三条第一項中「水産振興課」を「水産課」に改める。

**附 則**

この告示は、平成十五年四月一日から施行する。

**島根県告示第三百十一号**

島根県中小企業制度融資要綱（昭和四十七年島根県告示第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

別表一般融資の部一般設備資金の項融資利率の欄中「年1.9パーセント」を「年1.8パーセント」に改め、同項信用保証の要否（保証料率）の欄中「年0.62パーセント」を「年0.72パーセント」に改め、同部一般運転資金の項融資利率の欄中「年2.0パーセント」を「年1.9パーセント」に改め、同項信用保証の要否（保証料率）の欄中「年0.70パーセント」を「年0.80パーセント」に改め、同部小規模企業育成資金の項融資利率の欄中「年1.8パーセント」を「年1.7パーセント」に改め、同項信用保証の要否（保証料率）の欄中「年0.54パーセント」を「年0.64パーセント」に改め、同部経営基盤強化資金の項融資利率の欄中

**一 解除に係る保安林の所在場所**

島根県知事 澄田信義

## 島根県報

「年2.4パーセント」や「年2.3パーセント」に改め、同項信用保証の要否（保証料率）の欄中「年0.80パーセント」や「年0.90パーセント」に改め、同表特別融資の部地域企業対策資金の項融資利率の欄中「年1.0パーセント」や「年0.9パーセント」に改め、同項信用保証の要否（保証料率）の欄中「年0.50パーセント」を「年0.60パーセント」に改め、同部創業者支援資金の項融資利率の欄中「年1.8パーセント」や「年1.7パーセント」に改め、同項信用保証の要否（保証料率）の欄中「年0.55パーセント」や「年0.65パーセント」に改め、同項償還方法の欄中「6箇月」や「1年」に改め、同項信用保証の要否（保証料率）の欄中「年0.65パーセント」や「年0.75パーセント」に改め、同部企業再建資金の項融資利率の欄中「年2.2パーセント」や「年2.1パーセント」に改め、同項信用保証の要否（保証料率）の欄中「年0.80パーセント」や「年0.90パーセント」に改め、同部特別目的資金の項融資利率の欄中「年1.7パーセント」や「年1.6パーセント」に改め、同項信用保証の要否（保証料率）の欄中「年0.50パーセント」や「年0.60パーセント」に改め、同様に次のとおりとする。

长期経営環境の変化に安정的、一時的に売上の減少による業況の悪化を来していくが、中長期的にはその業況が回復し、発展することが見込まれる中小企業者又は組合であって資金を必要とするもの	経済的情境に資金需要による元金均等月賦の決定による個人1人以上による。	運転資金千円	年1.8 内 バーセント	1年以内に据置法人以上(代表者を含む。)の決定によ り個人1人以上による。	取扱金額(年0.70パーセン トの決定によ り個人1人以上による。	要 年0. 議所 商工会 中央会 商工会 連合会 農協連 信漁連	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 農連 信漁連	商工会 議所 商工会 中央会 商工会 連合会 農協連 信漁連
---	-------------------------------------	--------	--------------------	--	---	--	---	---

改め、同部構造転換支援資金の項融資期間の欄中「10年」や「12年」に改め、同項償還方法の欄中「6箇月」や「1年」に改め、同項信用保証の要否（保証料率）の欄中「年0.65パーセント」や「年0.75パーセント」に改め、同部企業再建資金の項融資利率の欄中「年2.2パーセント」や「年2.1パーセント」に改め、同項信用保証の要否（保証料率）の欄中「年0.80パーセント」や「年0.90パーセント」に改め、同部特別目的資金の項融資利率の欄中「年1.7パーセント」や「年1.6パーセント」に改め、同項信用保証の要否（保証料率）の欄中「年0.50パーセント」や「年0.60パーセント」に改め、同様に次のとおりとする。

- 1)の告示は、平成十五年四月一日から施行する。  
 2)の告示による改正後の島根県中小企業制度融資要綱の規定は、平成十五年四月一日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

## 島根県告示第三百十一号

島根県企業立地促進資金融資要綱（平成二年島根県告示第七百十八号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月一十八日

第1条第1号中「第七号」を「第五号」に改める。

第五条第1号中「年」・「パーセント」を「年」・「パーセント」に改める。

## 附 則

- 1)の告示は、平成十五年四月一日から施行する。  
 2)の告示による改正後の島根県企業立地促進資金融資要綱第五条第1号の規定は、平成十五年四月一日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

## 島根県告示第三百十二号

島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱（平成二年島根県告示第七百十九号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月一十八日

島根県知事 澄田信義

第1条第1号中「第1条第1号から第六号まで及び第八号」を「第1条第1号、第四号及び第六号」に改める。

第五条第1号中「年」・「パーセント」を「年」・「パーセント」に改め、同条第七号中「年〇・七パーセント」を「年〇・八パーセント」に改める。

## 附 則

## 附 則

1 この告示は、平成十五年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱第五条第二号及び第七号の規定は、平成十五年四月一日以後の通知に係る融資について適用し、同日前

通知に係る融資については、なお従前の例による。

## 島根県告示第三百十四号

島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金融資要綱（平成三年島根県告示第九百七号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

第二条第四号を次のように改める。

四 ソフト産業等 次に掲げる業種をいう。

イ ソフトウェア業

ロ 情報処理サービス業

ハ 情報提供サービス業

ニ 広告代理業

ホ ディスプレイ業

ヘ 非破壊検査業

ト デザイン業

チ 経営コンサルタント業

リ 機械設計業

ヌ エンジニアリング業

ル デジタルコンテンツ業

ヲ コールセンター業

ワ データセンター業

カ 自然科学研究所  
第二条第七号中「ソフトウェア業等」を「ソフト産業等」に改める。

第四条第二号イ(3)及びロ(3)中「一億円（ソフトウェア業等）」を「五千万円（ソフト産業等）」に改める。

第六条第二号中「年一・三パーセント」を「年一・二パーセント」に改める。

## 附 則

1 この告示は、平成十五年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の島根県発電用施設周辺地域産業立地等促進資金融資要綱第六条第二号の規定は、平成十五年四月一日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

## 島根県告示第三百十五号

島根県中小企業育成振興資金融資要綱（平成四年島根県告示第四百五十一号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

第二条第三号を次のように改める。

三 ソフト産業等 次に掲げる業種をいう。

イ ソフトウェア業

ロ 情報処理サービス業

ハ 情報提供サービス業

ニ 広告代理業

ホ ディスプレイ業

ヘ 非破壊検査業

ト デザイン業

チ 経営コンサルタント業

リ 機械設計業

ヌ エンジニアリング業

ル デジタルコンテンツ業

ヲ コールセンター業

ワ データセンター業

ワ データセンター業  
カ 自然科学研究所

第二条第六号中「ソフトウェア業等」を「ソフト産業等」に改め、第二条に次のように加える。

七 倒産企業の建物等の取得 県内の製造業に属する事業を営む会社又は個人が所有する建物及び構築物を次のいずれかの手続により売却する場合に、当該建物及び構築物を取得することをいう。

イ 破産法（大正十一年法律第七十一号）による破産手続

ロ 商法（明治三十一年法律第四十八号）による会社の整理又は特別清算手続

ハ 民事再生法（平成十一年法律第一百二十九号）による再生手続

ニ 会社再生法（昭和二十七年法律第一百七十二号）による更生手続

ホ 法的倒産処理手続によらない私的整理による手続

ヘ 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停手続

ト 特定債務等の調停の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第二百五十八号）による特定調停手続

八 投下固定資本 事業所の新設等又は倒産企業の建物等の取得に係る投下固定資本（地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）第三百四十二条第二号から第四号までに規定する土地、家屋及び償却資産に限る。）をいう。

第九条第一号に次のただし書きを加える。

ただし、倒産企業の建物等の取得を行う場合は、この限りでない。

第四条第一号から第五号までを削り、第六号を第二号とし、第七号を第三号とし、同条に次の一号を加える。

四 倒産企業の建物等の取得を行う場合は、金融機関及び取引先の支援が受けられ、か

つ、商工会又は商工会議所（以下「商工会等」という。）その他の指導機関の指導を

継続して受ける体制が確保されていること。

第五条を次のよう改める。

（融資対象事業費）

第五条 融資の対象となる経費は、次の各号のいずれかに該当する投下固定資本の取得に要する経費（以下「融資対象事業費」という。）とし、その取得は、第八条に規定する

認定のあつた日から原則として一年以内に行わなければならない。

一 事業所の新設等に係る投下固定資本のうち新たな施設又は設備の取得に要する経費で、次に掲げる要件をすべて備えたもの

イ 県内の次に掲げるいずれかの区域に事業所の新設等を行うこと。

(1) 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第三条第一項に規定する工場立地調査簿に記載された工場適地

(2) 都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第八条第一項第一号に規定する準工業地域、工業地域又は工業専用地域

(3) 農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第二百二十二号）第五条第三項第一号に規定する工業等導入地区

(4) 普通地方公共団体又は普通地方公共団体が二分の一以上出資している土地開発公社等が事業所用地として造成した区域

(5) 市町村長が、事業所の新設等について適当と認める区域

ロ 事業所の新設等に伴い常時使用する従業員を新規に五人以上雇用する計画があり、かつ、操業開始後一年以内に当該計画を達成すると認められること。

ハ 事業所の新設等に係る投下固定資本の合計額が五千万円（ソフト産業等にあっては三千万円）以上であること。

ニ 事業所の新設等に当たり法令に違反するおそれがないと認められること。

一 倒産企業の建物等の取得に係る投下固定資本の取得に要する経費で、その取得に当たっては、当該建物等が事業の用に供されていたときの常時使用する従業員を概ね二分の一以上雇用する計画であること。

第六条第二号中「年一・三パーセント」を「年一・二パーセント」に改める。

第七条第一項中「商工会又は商工会議所（以下「商工会等」という。）」を「商工会等」に改める。

#### 附則

1 この告示は、平成十五年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の島根県中小企業育成振興資金融資要綱の規定は、平成十五年四月一日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

## 島根県報

## 島根県告示第三百十六号

島根県環境資金融資要綱（平成十一年島根県告示第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

## 附 則

- 1 この告示は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県環境資金融資要綱第六条第一号及び第八号の規定は、平成十五年四月一日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

## 島根県告示第三百十七号

島根県環境資金融資要綱（昭和六十年島根県告示第八百四号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

## 附 則

- この告示は、平成十五年四月一日から施行する。

## 島根県告示第三百十八号

測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成十三年

島根県告示第二百七十二号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

## 島根県告示第三百十九号

島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成十三年島根県告示第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

## 島根県告示第三百二十号

第六条第五項中「管理課」を「土木総務課」に、「郵送する」を「郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第一項に規定する信書便により送付する」に改める。

## 附 則

- この告示は、平成十五年四月一日から施行する。

## 島根県告示第三百二十一号

公共工事の入札及び契約に関する情報の公表規程（平成十三年島根県告示第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

島根県告示第二百七十二号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十八日

第五条中「管理課」を「土木総務課」に改める。

**附 則**

この告示は、平成十五年四月一日から施行する。

島根県知事 澄田信義

府土木建築局、各土木建築事務所及び各土木事務所に備え置いて縦覧に供する。  
農林土木工事共通仕様書（昭和六十三年島根県告示第二百十七号）及び島根県土木工事  
共通仕様書（平成八年島根県告示第三百三十一号）は、廃止する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

**島根県告示第三百二十一号**

解体工事業者登録簿閲覧規程（平成十三年島根県告示第四百一十七号）の一部を次のよう  
に改正する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

第二条の表中「管理課」を「土木総務課」に改める。

**附 則**

この告示は、平成十五年四月一日から施行する。

**島根県告示第三百二十二号**

島根県入札監視委員会設置要綱（平成十三年島根県告示第八百五十六号）の一部を次の  
ように改正する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

第十条中「管理課」を「土木総務課」に改める。

**附 則**

この告示は、平成十五年四月一日から施行する。

**島根県告示第三百二十三号**

島根県公共工事共通仕様書を別冊のとおり定め、平成十五年四月一日から施行する。  
別冊は、登載を省略し、島根県農林水産部農林水産総務課、土木部土木総務課、隠岐支

**島根県告示第三百二十四号**

国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第六条第三項の規定により、次の地籍調査  
を国土調査として指定したので、同条第五項の規定により告示する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

国土調査として  
指定した年月日

調査を行う者  
の名称

調査地  
域

調  
査  
期  
間

平成十五年三月十  
八日

美都町

美都町丸茂郷地区

告示の日から平成十六  
年三月三十日まで

**島根県告示第三百二十五号**

国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第十九条第一項の規定に基づき、地籍調査  
の成果を次のとおり認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

調査を行  
った者  
の名  
称

調査を行  
った時  
期

地籍図

成  
果  
の名  
称

地籍簿

地  
域

調  
査  
を行  
つた

認  
証  
年  
月  
日

**島根県告示第三百二十三号**

島根県公共工事共通仕様書を別冊のとおり定め、平成十五年四月一日から施行する。

別冊は、登載を省略し、島根県農林水産部農林水産総務課、土木部土木総務課、隠岐支

吉田村	度	調査を行 った者 の名 称	調査を行 った時 期	地籍図	成 果 の名 称
吉田村	平成十四年	三十二枚	平成十四年	地籍簿	地籍簿
1冊		吉田(町)	吉田(町)	地域	地域
平成十五年三月十八日		平成十五年三月十八日	認 証 年 月 日		

大社町	平成十(+)十 四年度	二十七枚
佐田町	平成十二(+)九 十四年度	三十二枚
津和野町	平成十三年 十四年度	十枚
邑智町	平成十二(+)九 十四年度	三十三枚
邑智町	平成十二(+)九 十四年度	三十四枚
邑智町	平成十二(+)九 十四年度	1冊
上川戸③	上川戸②	大蔭
上川戸③	平成十五年三月十八日	平成十五年三月十八日
	平成十五年三月十八日	平成十五年三月十八日

## 島根県告示第三百二十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

## 一起業者の名称

津和野町

## 事業の種類

小川地区民体育館等整備事業

## 起業地

## イ 収用の部分

島根県鹿足郡津和野町大字寺田字老石田及び字坪ノ内地内

## ロ 使用の部分

なし

## 四 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について

(5) 結論

小川地区民体育館等整備事業（以下「本件事業」という。）は土地収用法（以下「法」という。）第三条第二十二条に掲げる「社会教育法による公民館」であり、かつ同三十二条に掲げる「地方公共団体が設置する公園等」に該当するため法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

## (2) 土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について

起業者は一般財源及び起債により既に財源措置を講じてることから、法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

## (3) 土地収用法第二十条第三号の要件への適合性について

本件事業は、鹿足郡津和野町の北部にある小川地区に体育館・公民館等を整備しようとするものである。

① 本件事業により得られる利益は、スポーツ活動の開催による体力の増進、文化活動の開催による文化意識の向上等がある。さらに、これらによって地区民の親睦が深まるとともに地区の活性化に繋がることが期待でき、相当の利益があると認められる。

② 他方、起業地の選定に当たり社会的条件、技術的条件及び経済的条件等を比較衡量した結果、それらの要件を最もよく満たすものを採用していること等から、失われる利益は軽微であると考えられる。

③ ①で述べた得られる利益と②で述べた失われる利益と比較衡量した結果、本件事業については、得られる利益が失われる利益に優越していると認められる。

④ また起業地は、体育館・公民館等の規模、利用目的等から勘案し必要最小限の範囲と認められる。

よって本件事業は法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。

## (4) 土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業が計画されている小川地区では、生活に密着したグランド・体育館がなく、周辺住民は多大な不便を被っている。さらに、地元住民から本件事業への長年にわたる要望もあることから、本件事業は早急に施行されるべき事業と認められ、土地を收用する公益上の必要があると認められる。

よって本件事業は法第二十条第四号の要件を充足するものと判断される。

(1)から(4)で述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件を充足するものと判断される。以上のことから、本事業を法第二十条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

## 五 土地収用法第二十六条の二第一項の規定による図面の縦覧場所

津和野町役場

				県道		道路の種類		道間の区	敷地の幅員	変更前後の別	区域
				安来木次線		路線名					
三刀屋佐田線	大原郡大東町大字上久野一五番九地先から同大字二三番六地先まで	大原郡佐田町大字大呂一二〇六番三地先から同大字一二一三番三地先まで	大原郡佐田町大字大呂一二一〇六番三地先から同大字一二一五番二地先まで	大原郡佐田町大字反辺二一〇七番一地先から同大字二二〇二〇番七地先まで	大原郡佐田町大字大呂一二一三番三地先から同大字一二一五番二地先まで	大原郡佐田町大字反辺二一〇七番一地先から同大字二二〇二〇番七地先まで	大原郡佐田町大字大呂一二一三番三地先から同大字一二一五番二地先まで	大原郡佐田町大字反辺二一〇七番一地先から同大字二二〇二〇番七地先まで	大原郡佐田町大字大呂一二一三番三地先から同大字一二一五番二地先まで	大原郡佐田町大字反辺二一〇七番一地先から同大字二二〇二〇番七地先まで	大原郡佐田町大字反辺二一〇七番一地先から同大字二二〇二〇番七地先まで
後	前	後	前	後B	前A	後	前	後の別	変更前後の別	敷地の幅員	区域
七・〇〇・	六・〇〇・	八・〇〇・	四・〇〇・	八・〇〇・	四・〇〇・	四・〇〇・	三・〇〇・	三・〇〇・	三・〇〇・	メートル	延長
一一〇・〇〇	一一〇・〇〇	一六・〇〇	四・五〇	一九・〇〇	六・〇〇	六・〇〇	五四・〇〇	五四・〇〇	五四・〇〇	メートル	延長
四五・〇〇	四五・〇〇	四九・〇〇	四九・〇〇	一一六・〇〇	一二六・〇〇	一二六・〇〇	二七九・〇〇	二七九・〇〇	二七九・〇〇	メートル	延長
出雲土木建築事務所				木次土木建築事務所		管轄する隠岐支庁、土木建築事務所又は土木事務所の名称					
” ”	拡幅	”	ダブルウェイ	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。	”	道路改良工事	拡幅	備考	備考	備考	備考

## 島根県告示第三百二十七号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する隠岐支庁、土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

津和野田万川線			鹿足郡津和野町大字山下字寒之峰三六六番二地 先から同大字字札場の前三六二番三地先まで			鹿足郡津和野町大字山下字寒之峰三六六番二地 先から同大字字札場の前三六二番三地先まで			鹿足郡津和野町大字山下字寒之峰三六六番二地 先から同大字字札場の前三六二番三地先まで			鹿足郡津和野町大字山下字寒之峰三六六番二地 先から同大字字札場の前三六二番三地先まで		
隠岐空港線			鹿足郡津和野町大字田二穂字幾久川端二四七番 一地先から同大字字幾久二九番四地先まで			鹿足郡津和野町大字田二穂字幾久川端二四七番 一地先から同大字字幾久二九番四地先まで			鹿足郡津和野町大字田二穂字幾久川端二四七番 一地先から同大字字幾久二九番四地先まで			鹿足郡津和野町大字田二穂字幾久川端二四七番 一地先から同大字字幾久二九番四地先まで		
後 C B A			前 C B A			後 C B A			前 C B A			後 C B A		
一四・〇〇～ 三五・〇〇	一一・〇〇～ 一七・〇〇	六・〇〇～ 八・〇〇	一四・〇〇～ 三五・〇〇	一二・〇〇～ 一七・〇〇	一四・〇〇～ 三五・〇〇	八・〇〇～ 一〇・〇〇	八・〇〇～ 八・五〇	八・〇〇～ 八・五〇	二〇・〇〇～ 四〇・〇〇	二〇・〇〇～ 四〇・〇〇	五・五〇～ 一一・〇〇	一〇・〇〇～ 八五・〇〇	一〇・〇〇～ 一六一・〇〇	七・〇〇～ 一二・〇〇
一、四〇〇・〇〇	三一〇・〇〇	四八〇・〇〇	一、四〇〇・〇〇	三一〇・〇〇	一、七四〇・〇〇	八九・〇〇	八九・〇〇	八九・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	二一〇・〇〇
隠 岐 支 厅			津和野土木事務所			上記のA及びBは関 係図面に表示する敷 地の区分をいう。			ダブルウェイ解消			ダブルウェイ解消		
一部町道移管			道路改良工事			拡幅			道路承認工事			町道移管		

島根県告示第三百二十八号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

## 島根県報

## 島根県告示第三百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

本府  
地方機関

## 一 都市計画の種類

## 松江圏都市計画道路

## 二 都市計画を変更する土地の区域

松江市殿町、母衣町、米子町、南田町、西川津町、学園南一丁目、学園南二丁目、上

東川津町、下東川津町、西尾町、東津田町、矢田町、竹矢町、上乃木八丁目地内

## 三 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び松江市役所

## 島根県告示第三百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条

条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する

同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計

画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

## 公 告

## 附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

島根県知事 澄田信義

## 三 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び松江市役所

## 訓 令

## 島根県訓令第五号

島根県土地利用調整会議等設置規程（昭和六十年島根県訓令第六号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

本府  
地方機関

第四条第一項及び第七条第一項中「企画振興部」を「地域振興部」に改める。

別表第一企画振興部の項中「企画振興部」を「地域振興部」に改め、同表農林水産部の項中「農業振興課長」を「農業經營課長」に改め、「林業管理課長 林業振興課長」を削り、「漁業管理課長」を「水産課長」に改め、同表商工労働部の項を削り、同表土木部の項中「道路整備課長」を「道路維持課長」に改める。

別表第二総務部関係の項中「総務部」を「地域振興部」に改め、同表商工労働部関係の項を削る。

- 一 都市計画の種類
- 二 都市計画公園
- 二 都市計画を変更する土地の区域
- 松江市西川津町地内

島根県環境影響評価条例（平成十一年島根県条例第三十四号）第三十五条の規定により読み替えて適用される同条例第二十条の規定により、環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成したので、同条例第三十五条の規定により読み替えて適用される同条例第二十二条の規定により次のとおり公告し、当該評価書及びこれを要約した書類を縦覧に供する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

のようにより改正する。

- 一 都市計画決定権者の名称  
島根県
- 二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模  
名称 東津田連絡線、東津田下東川津線  
種類 一般国道（改築）
- 規模 延長 約五・一キロメートル

- 三 都市計画対象事業が実施されるべき区域  
起点 島根県松江市東津田町

終点 島根県松江市下東川津町

通過市 松江市

- 四 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲  
松江市

- 五 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧場所 島根県土木部都市計画課及び松江市役所

縦覧期間 平成十五年三月二十八日から同年四月二十八日まで

（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第二百七十八号）の規定する休日は除く。）

縦覧時間 午前八時三十分から午後五時まで

## 島根県公営企業管理規程

島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

島根県公営企業管理規程第一号

島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程

島根県企業局事務処理規程（昭和三十五年島根県電気事業管理規程第四号）の一部を次

- 第七号とし、同号の次に次の二号を加える。
- 六 公印の管守及び使用に関すること。
  - 五 文書の整理、保存、引継ぎ又は置換及び廃棄に関すること。
  - 四 文書の施行に関すること。
  - 三 電子署名に関すること。
  - 二 文書の審査に関すること。
  - 一 第五条中第二号から第六号までを次のように改める。

- 九 施行 意思決定された内容を外部に表示し、その効力を発生させる手続きをいう。  
第三条中第四号中「常時管理者」の下に「又は管理者から事務の委任を受けた者」を加え、同号を第六号とし、第三号を第五号とし、第一号の次に次の二号を加える。

- 三 起案 県の意思を決定するための案文を作成することをいう。

- 四 供覧 意思決定を伴わず、関係者に対し単に情報を提供することを目的にして文書を回覧することをいう。

- 八 電子署名 電子計算機による情報処理の用に供される電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次のいずれにも該当するものをいう。  
イ 当該情報が当該措置を行つた者の作成に係るものであることを示すためのものであること。  
ロ 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

- 九 第三条中第十八号を第二十二号とし、第十七号中「文書」を「公文書」に、「所掌事務に関するすべての文書（図画及び写真を含む。）」を「職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、本局及び事業所の職員が組織的に用いるものとして、本局及び事業所が管理しているもの」に改め、同号を第二十一号とし、第六号から第十六号までを四号ずつ繰り下げ、第五号を第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

理規程(平成十三年島根県訓令第四号)」に改める。

第十九条第一項第一号中「島根県文書管理規程第九条第一項第一号」を「島根県公文書管理規程第六条第一項第一号」に改める。

第二十二条の見出し中「押印」の下に「等」を加え、同条中「押し、重要なものについては更に契印で起案文書と割印しなければならない」を「押さなければならぬ」に、「押印しないものとする」を「公印の押印を省略することができる」に改め、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、別に定めるところにより、文書取扱主任が施行する文書に電子署名を付し、公印の押印にかかることができる。

第二十三条中「島根県文書管理規程第十二条」を「島根県公文書管理規程第七条」に改める。

第二十九条の次に次の一条を加える。

(電子計算機等の利用による收受)

第二十九条の二 電気通信回線に接続した電子計算機(以下「電子計算機」という。)又はファクシミリにより次に掲げるものを受信した場合には、速やかに用紙に出力し、第二十九条の規定により処理するものとする。

一 第四十二条の二の規定により施行されたもの

二 総務課長が特に承認したもの

第四十二条の次に次の一条を加える。

(電子計算機等の利用による施行)

第四十二条の二 前条の規定にかかわらず、総務課長が別に定める文書については、主務課において電子計算機又はファクシミリを使用して施行することができる。

2 電子計算機又はファクシミリにより施行する場合においては、次の各号に掲げる処理は、それぞれ当該各号に定める処理とみなす。

一 決裁文書のうち施行を要する部分の事項を電子計算機の送信画面に入力すること又はファクシミリによる送信のための原稿(次号において「送信原稿」という。)を作成すること。净書

二 電子計算機の送信画面に入力した事項又は送信原稿と決裁文書とを書き合せること。校合

三 電子計算機又はファクシミリの利用により送信すること。施行  
第五十八条中「第二十九条(第八号を除く。)」の下に「第二十九条の二」を加える。

別表第一(第八条、第九条関係)第二十六号を次のように改める。

二十六 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の施行に関する事務	
1 法第二十三条の規定により流水の占用許可を河川管理者に申請すること。	
2 法二十四条の規定により土地占用の許可を河川管理者に申請すること。	
3 法第二十六条の規定により工作物新築等の許可を河川管理者に申請すること。	
4 法第三十四条第一項の規定により許可に基づく権利譲渡の承認を河川管理者に申請すること。	
5 法第四十七条第一項の規定によりダム操作規程の承認を河川管理者に申請すること。	

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県企業局財務規程第二号

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程

島根県知事 澄田信義

に改正する。

島根県企業局財務規程(昭和四十年島根県公営企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。



**島根県選挙管理委員会規程第1号**

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

公職選挙事務取扱規程(昭和1)十八年島根県選挙管理委員会規程第一号)の一部を次の  
ように改正する。

第三十五条中「郵便」を「郵便等」に改める。

別記第一十七号様式及び別記第三十四号様式中「郵便」を「郵便等」に改める。

**附 則**

この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

海区漁業調整委員会選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を( )に公布する。

平成十五年三月一十八日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

**島根県選挙管理委員会規程第1号**

海区漁業調整委員会選挙事務取扱規程(昭和1)十九年島根県選挙管理委員会規程第一号)の一部を改正する。

第三十条中「郵便」を「郵便等」に改める。

別記第一十四号様式及び別記第三十一号様式中「郵便」を「郵便等」に改める。

**附 則**

この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

島根県警備業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月28日

島根県公安委員会委員長 古瀬章

**島根県公安委員会規則第6号**

島根県警備業法施行細則(昭和58年島根県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「その他の」を「その他の」に改め、同号ただし書中「同じ。」の次に、「警戒杖(長さ90センチメートル超130センチメートル以下)の円棒(白樺若しくはこれより硬度の低い木材若しくは強化プラスチックを主たる材質とする先端部分の2.8センチメートル以下)のもの又はアルミ合金を主たる材質とする先端部分の2.8センチメートル以下及び厚さ0.2センチメートル以下)の2段式若しくは3段式のものに限る。」をいう。以下同じ。)及び非金属製の橋(縦50センチメートル以下、横30センチメートル以下及び厚さ1.8センチメートル以下のもの(橋の正面の像が長辺50センチメートル及び短辺30センチメートルの長方形の内部におさまるものであって、厚さ1.8センチメートル以下のものを含む。)に限る。以下同じ。」を加える。

**島根県地方警察職員組織別定員に関する規則(昭和36年島根県公安委員会規則第3号)**

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則(昭和36年島根県公安委員会規則第3号)  
の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

**別表**

本部 署別	警察官						警察官 以外の 職員	合 計
	警 視	警 部	警 部 輔	巡 查 部 長	巡 查	計		
警察本部	43	70	132	67	98	410	203	613
警察署	26	72	255	333	314	1,000	120	1,120
計	69	142	387	400	412	1,410	323	1,733

(警戒棒、警戒杖及び非金属製の楯の携帯の制限)

第3条 警備業者及び警備員は、部隊を編成するなど集団の力を用いて警備業務を行う場合においては、警戒棒及び警戒杖を携帯してはならない。ただし、競馬等の公営競技場で警備業務を行う場合において警戒棒を携帯するときは、この限りでない。

2 警備業者及び警備員は、前項に定める場合のほか、次に掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合においては、警戒杖を携帯してはならない。

(1) 法第2第5項に規定する機械警備業務（指令業務を除く。）

(2) 警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公務員委員会規則第5号。以下「規則」という。）第1条第1項に規定する常駐警備業務（警察官が現に警戒を行っている施設のうち次に掲げるものにおいて行われるものに限る。）

ア 空港

イ 原子力発電所その他の原子力関係施設

ウ 大使館、領事館その他の外交関係施設

エ 国会関係施設及び政府関係施設

オ 石油備蓄基地その他の石油関係施設、火力発電所その他の電力関係施設、ガス製造所その他のガス関係施設、浄水場その他の水道関係施設、鉄道、航空その他の交通安全の確保ための業務が行われている施設その他これららの施設に準ずる施設であつて、当該施設に対するテロ行為が行われた場合に多数の者の生活に著しい支障が生じるおそれがあるもの

カ 火薬、毒物又は劇物の製造又は貯蔵に係る施設その他これに準ずる施設であつて、当該施設に対してテロ行為が行われた場合に当該施設内又は当該施設の周辺の人の生命又は身体に著しい危険が生じるおそれがあるもの

(3) 規則第1条第1項に規定する核燃料物質等運搬警備業務及び貴重品運搬警備業務  
3 警備業者及び警備員は、次に掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合においては、非金属製の楯を携帯してはならない。

(1) 前項各号に掲げる警備業務  
(2) 規則第1条第1項に規定する常駐警備業務（深夜（午前零時から日の出までをいう。）において行われるものに限る。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成15年3月28日

島根県公安委員会委員長 古瀬 章

### 島根県公安委員会規則第7号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則  
島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のよう改正する。

別表警備業法の項中

第5条	営業所の届出書等の受理
-----	-------------

第5条	営業所の届出書等の受理
第5条の2第1項	廃止の届出書の受理

第6条第1項（第9条第3項及び第10条第2項において準用する場合を含む。）	廃止等の届出書の受理
---------------------------------------	------------

第6条第1項（第9条第3項及び第10条第2項において準用する場合を含む。）	変更の届出書の受理
---------------------------------------	-----------

に改める。

第6条第2項	他の公安委員会への変更内容の通知
--------	------------------

別表警備業法施行規則の項中

第9条	更新認定証の交付
-----	----------

を

## 根 棟

〔 第4条第2項 第9条 〕	〔 公安委員会があらかじめ指定する医師の診断を受けることの要求 更新認定証の交付 〕
〔 第30条第1項（第42条において準用する場合を含む。） 〕	〔 資格者証交付申請書の受理 〕
〔 第30条第1項（第42条において準用する場合を含む。） 〕	〔 資格者証交付申請書の受理 〕

〔に、を〕

〔 第30条第1項（第42条第1項において準用する場合を含む。） 〕	〔 資格者証交付申請書の受理 〕
〔 第31条第1項（第42条第1項において準用する場合を含む。） 〕	〔 資料の提示又は提出の要求 〕

〔に、を〕

〔 第32条の2 〕	〔 講習委託先の認定 〕
〔 第42条第2項 〕	〔 公安委員会があらかじめ指定する医師の診断を受けることの要求 〕

〔に改める。〕

## 附 則

この規則は、平成15年3月31日から施行する。